

令和元年度 関門地区海難防止強調運動実施計画

関門地区海難防止強調運動推進連絡会議

1 関門地区海難防止強調運動の趣旨

海難事故防止のためには、船舶運航に関わる者はもとより、広く国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図る必要がある。

関門地区（門司、下関、宇部、荻田海上保安部署管内の総計）においては、過去5年間の海難発生総隻数は、353隻（年平均で約70隻）で、用途別では貨物船（110隻）が最も多く、次いでプレジャーボート（97隻）、漁船（82隻）となっており、このトップ3が全体の8割以上を占めている。

海難種類別では、衝突（164隻）、機関故障（66隻）、推進器障害（37隻）と続き、このトップ3が全体の7割以上を占めている。

以上の関門地区における海難発生状況に鑑み、令和元年度の関門地区海難防止強調運動は、西日本海難防止強調運動推進連絡会議が決定した本年度の運動方針を踏まえ、次の運動を展開するものとする。

【展開する海難防止運動】

- ・ 夏季安全推進運動（海の事故ゼロキャンペーン）
- ・ 漁船安全操業推進運動
- ・ ふくそう海域海難防止運動（地区連絡会議が定める海難防止運動）

2 各運動の方針

(1) 夏季安全推進運動（海の事故ゼロキャンペーン）

実施期間

令和元年7月16日(火)～8月31日(土)

(内：7月16日(火)～7月31日(水)を

「海の事故ゼロキャンペーン」とする。)

運動方針

西日本海難防止強調運動推進連絡会議から示された運動方針を踏まえ、関門地区海難防止強調運動推進連絡会議による運動方針の重点事項及び実施事項は以下のとおりとする。

ア 重点事項

(ア)「小型船舶の海難防止」について

a 小型船舶の発航前点検及び見張りの徹底

関門地区における小型船舶（総トン数20トン未満）による海難は、全体海難数の約5割を占めており、発生した海難の種類は機関故障、衝突、バッテリー上がり等による運航不能によるもので約6割を占めている。小型船舶における機関故障等では簡易な整備不良によるものもあることから、発航前に船体、機関等の点検を行うことの徹底を図る。

また、衝突海難防止として航行中のみならず錨泊又は漂泊中の見張りの強化を基軸とした常時適切な見張り及び自らの早期避航の徹底を図る。

(イ)「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」について

a 常時適切な見張りの徹底

過去5年、関門地区における見張り不十分による衝突海難は、衝突海難全体の約5割を占めており、依然として後を絶たない状況にあることから、航行又は漂泊中における常時適切な見張り及びBRM励行の徹底を図る。

b 船舶間コミュニケーションの促進

早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、次の適切な操船を行う。

- ・早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- ・VHFや汽笛信号等を活用する
- ・AIS情報の活用と正しい情報の入力

(ウ)「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」について

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①海上に浮く、②速やかな救助要請という2点が必要不可欠であることから、自己救命策確保〔ライフジャケット常時着用、連絡手段確保（防水機能付き、防水パック入り携帯電話の携行）、通報位置特定のため、通報時にGPS（位置情報）をON、118番等緊急電話番号の普及〕に関する周知の徹底を図る。

また、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、平成30年2月1日から同法が定める遵守事項（以下「遵守事項」と称す。）のうち、小型船舶に乗船する者への救命胴衣の着用義務範囲が拡大したことも踏まえて、救命胴衣の着用の徹底を図る。

イ 実施事項及びその方法

(ア) 周知・啓蒙活動

- a 地元マスコミを通じた周知・広報活動を実施する。
- b 関連ポスター等を傘下企業等に配布・掲示し、周知活動を実施する。
- c 多くの人が行き交うフェリー会社等のターミナルの場を活用して周知活動を実施する。
- d 会員所属団体等の広報媒体による周知活動（例：内部機関紙への掲載、巡視船艇等のライトメール）を実施する。
- e ホームページ等により本運動を周知する。

(イ) 各種行事

- a 人が多く集まるイベント（関門ボート天国）の機会を捉え、門司海洋少年団協力のもと「一日海上保安官」を任命し、一日海上保安官等とともに官民一体となって、門司港駅前等で「海の事故ゼロキャンペーン」の事前周知活動を実施するとともに、併せて小型船安全協会所属の小型船による体験航海時に乗客等に対して周知活動を実施する。

(ウ) 安全に関する指導及び教育

- a 小型船安全協会等は、海上保安部署と合同のパトロールを実施し、小型船舶操縦者に対する「発航前点検の徹底」による機関故障海難の防止を中心に指導するほか、海難防止思想の普及を図る。
- b 漁業関係会員、小型船舶関係会員及び海上保安部署が連携して海難防止講習会等を開催し、操船者に以下の重点事項を中心に徹底させる。
 - ・「小型船舶の海難防止」
 - ・「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」
 - ・「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」
- c 海上保安部署は、港内及び航路内に集まるプレジャーボート、遊漁船及び小型漁船を対象として、「見張りの励行」、「早期避航」等を集中指導する。
- d 海上保安部署は、各事業所を訪問し、重点事項の遵守による海難防止並びに安全管理・運航管理体制の徹底等を依頼する。
- e 各会員においては、傘下船舶乗組員を対象とした海難防止講習会を実施する。

(2) 漁船安全操業推進運動

実施時期

令和元年10月1日(火)～31日(木)

運動方針

沿岸域を操業(活動)の場とする小型漁船の海難発生隻数を減少させるため、気象・海象状況が厳しくなる冬季を前に、小型漁船船長を始めとする漁業関係者に対する安全指導を集中して行い、海難防止思想の普及・高揚を図る。

ア 重点事項

- (ア) 常時適切な見張りの徹底
- (イ) 早期避航等適切な操船の励行
- (ウ) 気象・海象情報の入手活用
- (エ) 自己救命策確保の推進
- (オ) 遵守事項の徹底及び救命胴衣着用義務範囲拡大の周知

イ 実施事項

(ア) 海難防止講習会の開催

関係者に対する海難防止講習会を開催するほか、関係官庁又は関係団体等と協力し、各種会議へ積極的に参画のうえ、海難事故防止等について訴える。

(イ) 合同パトロールの実施

関係官庁又は関係団体等と協力し、小型漁船船長等に対して、常時適切な見張りの徹底による衝突海難の防止を指導する。

(ウ) ポスター等による海難防止、救命胴衣着用の呼びかけ

オリジナルポスターを作成、各漁協を直接訪問し、海難防止及び救命胴衣の常時着用について呼びかける。

(エ) 漁船セーフティラリー(期間延長:～12月31日(火))

昨年に引き続き、漁業協同組合又はその支所単位で、所属組合員全体の安全運航にかかる意識を高め、安全で安心な漁業活動を実現するため、漁業協同組合(支所)における安全推進活動の取組みの一環として、「漁船海難ゼロ」を目指す参加型の海難防止運動を実施する。

さらに、対象期間中に無事故を達成した漁業協同組合(支所)には、その安全意識の高さを称え、海上保安部から無事故認定証を授与する。

(3) ふくそう海域海難防止運動

実施時期

周年

運動目的

関門海峡は多数の外国籍を含む1日約500隻の船舶が航行し、屈曲した航路、早鞆瀬戸における潮流の影響、濃霧の発生等、海難を誘発する様々な要因があることから、これら各種事象に伴い発生し得る航路閉塞事案を含む海難事故を未然に防止する。

ア 重点事項

- (ア)「関門港における特定航法等の遵守」
- (イ)「潮流による圧流を考慮した適切な操船の徹底」

イ 実施事項

(ア) 海難防止教育（講習会）の実施

船舶運航関係者会員は、運航船舶に対し、関門港における特定航法の遵守等について、海難防止教育を実施する。

なお、海上保安部署は、船舶運航関係者会員が実施する海難防止教育を支援（講師派遣、リーフレット等資料の提供）する。

(イ) 不安全航行船舶等への現場指導

海上保安部署は、関門港内において不安全航行を行った船舶の船長、運航社（者）等に対して厳重な個別指導を実施のうえ、再発防止を図る。

令和元年度 関門地区海難防止活動実施予定事項

活動内容		実施期間	実施者	備考
周知・啓蒙活動	地元マスコミ等を通じた広報活動	夏季運動 ※海の事故ゼロ キャンペーン期間	事務局	・市町が発行する広報誌への掲載依頼 ・報道機関等への掲載依頼
	関連ポスター等の掲示	夏季運動 ※海の事故ゼロ キャンペーン期間 漁船運動	会員等	・効果的な場所への掲示
	フェリー会社ターミナル等による周知	夏季運動 ※海の事故ゼロ キャンペーン期間		・フェリー会社のターミナル等で、放送による周知
	会員所属団体等の広報媒体による周知			・内部機関紙への掲載、船艇のライトメールの利用
各種行事	1日海上保安官の任命	夏季運動 (7月14日) ※門司港ボート天国の機会を捉えて、一般市民に対する啓蒙活動を実施	事務局 及び 会員等	・海洋少年団の2名(男・女)を1日海上保安官に任命
	門司港駅前での海の事故ゼロキャンペーン事前周知			・1日海上保安官及び九北小安協会員並びに門司保安部職員と駅前での啓蒙活動を実施
	小型船体験乗船客に対する周知活動			・九北小安協会所属の小型船体験乗船に伴う周知活動
安全指導及び教育	訪船指導及び現場指導	夏季運動 漁船運動 ふくそう運動	事務局 及び 会員等	・巡視船艇による小型船舶を対象とした集中指導の実施 ・小安協、当部等による合同パトロールの実施
	海難防止講習会の実施		会員等	・漁業関係者及びマリナー利用者に対する講習会の実施 ・傘下船舶乗組員を対象とした講習会の実施。